

鹿追町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 8年 4月24日
鹿追町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられている。

鹿追町においては地域ごとに農地利用の状況や営農類型が異なることから、実態に応じた取組が求められている。

また、本町では畑作及び酪農を中心とした土地利用型農業が展開されていることから、「地域計画」に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地利用の集積・集約化を推進する。以上を踏まえ、地域の強みを活かした活力ある農業・農村の実現に向け、法第7条第1項に基づき、本委員会の指針として、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法等を定める。

なお、本指針は、改正基盤法に基づく北海道及び鹿追町の基本方針・基本構想を踏まえた長期的な目標を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年農林水産省通知)に基づくものとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和8年4月)	12,200 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和11年4月)	12,200 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和14年3月)	12,200 ha	0 ha	0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員の担当制により、農地法に基づく利用状況調査及び利用意向調査を実施し、その徹底を図る。調査は関係通知に基づき適切な時期に実施する。なお、違反転用の防止・早期発見等の農地パトロールは日常的に行う。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく利用関係の調整を行う。
- 調査結果は速やかに農業委員会サポートシステムへ反映し、農地台帳の適正管理及び公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき実施する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年3月)	12,200 ha	11,792ha	96.2%
3年後の目標 (令和11年3月)	12,200 ha	11,792ha	96.2%
目 標 (令和14年3月)	12,200 ha	11,792ha	96.2%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとの人と農地の課題解決に向け、将来の農業の在り方と農地利用の姿を示す「地域計画」の作成及び見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、遊休農地や離農・規模縮小農家の農地、利用権が満了する農地等を把握・整理した上で、「地域計画」の作成・見直しや農地中間管理事業の活用を通じ、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況に応じ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化に向けた利用調整及び利用権設定を推進する。特に、受け手が少ない中山間地域等においては、農地中間管理機構の活用や集落営農の組織化、新規参入の受入れを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

所有者不明農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じた利用権設定を活用し、その有効利用を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

集積・集約化の進捗は、農地の集積率により評価する。単年度の評価は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき実施する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規個人参入者数※下段は取得面積	新規法人参入者数※下段は取得面積
現 状 (令和8年3月)	0人 (0ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和11年3月)	1人 (10ha)	0法人 (0ha)
目 標 (令和14年3月)	2人 (20ha)	0法人 (0ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

関係機関と連携し、農地の借受意向のある認定農業者及び参入希望者を把握するとともに、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

鹿追町及びJA鹿追町と連携し、新規就農フェア等への参加を通じて就農希望者の情報収集に努めるとともに、受入れ及びフォローアップ体制の整備を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者の受入体制の整備を図るとともに、必要な支援を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の進捗は、新規参入者数により評価する。単年度の評価は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき実施する。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

農業委員会は、「地域計画」に基づき農地の効率的かつ適正な利用を推進するため、次の役割を担う。

- ・ 日常的な農地の見守りによる適正利用の確認
- ・ 農家への働きかけによる意向把握
- ・ 担い手への農地利用の調整及びマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の推進
- ・ 「地域計画」の見直しへの協力